令和８年度 社会体育館バスケットボールゴール修繕　仕様書

１　委託場所

(1) 篠ノ井体育館（住所：長野市篠ノ井岡田 2059-1）

(2) 昭和の森公園フィットネスセンター（住所：長野市上野二丁目 120-13）

２　委託期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

３　委託内容

(1) 篠ノ井体育館の電動吊下げ式バスケットボールゴール板、ゴールリング、ゴールネット等取替１組（参考品番：セノーDA100N71）

(2) 昭和の森公園フィットネスセンターの電動吊下げ式バスケットボールゴール板、ゴールリング、ゴールネット等取替１組（参考品番：セノーDA100Q35）

４　委託業務に関する留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、ISO9001 取得業者であり、公益財団法人日本バスケットボール協会検定工場会員または、同協会より専門的な知識・技能を有すると認められた者により行うものとする。

(2) 高所作業においては、法令に準じた作業用足場を使用するものとし、技能資格者を従事させること。

(3) 実施日程等詳細は担当者と打ち合わせを行い決定すること。

(4) 提出する記録写真は、次のとおりとする。

ア 作業行程毎に整理し、写真説明を記入すること。

イ カラー印刷とすること。

５　業務の再委託

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 前項の「主たる部分」とは、本業務のうち、器具交換・修繕業務とする。

(3) 受注者は、前２項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

６　長野市公契約等基本条例

(1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。

(2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。